

「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」の運用

「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領」の運用については、下記により実施するものとする。

1 指定副産物の工事現場からの搬出

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

公共工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

(2) 建設発生木材（伐採木、除根材を含む）

公共工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、または以下のア及びイをともに満たす場合は、再資源化施設への搬出に代えて縮減（焼却）する施設への搬出とすることができる。

ア 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車輛が通行する道路が整備されていない場合。

イ 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用より低い場合

(3) 建設発生土

建設発生土は可能な限り当該工事現場内での利用に努めることとするが、やむを得ず流用をする場合は、原則として、50km の範囲内の他の公共工事へ搬出する。また、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合は、その調整結果を優先すること。

なお、他の公共工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、本市が管理するストックヤードもしくは土砂処分場に搬出すること。

状況に応じて民間工事等への搬出を検討する場合は、工事発注課と協議すること。

2 建設汚泥の工事現場からの搬出

公共工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場から搬出する場合は、原則として実施要領 5 (2) のいずれかの方法とすること。

また、再生利用の促進に当たっては、鹿児島県における「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」及びその実施要領について（通知）（平成 18 年 8 月 22 日付け）によること。

ただし、工事現場から 50km の範囲内に他の建設工事現場や再資源化施設が無い場合で、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、縮減（脱水等）を行った上で最終処分することができる。

なお、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

3 再生資材等の利用

(1) 再生骨材等の利用

工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合は、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生骨材を利用する。

(2) 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から 40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として、再生加熱アスファルト混合物を利用する。

(3) 建設発生土及び建設汚泥処理土の利用

工事現場から 50km の範囲内に建設発生土又は建設汚泥（建設汚泥が発生する工事現場において所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合）を搬出する他の公共工事又は建設汚泥処理土を製造する再資源化施設がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土若しくは建設汚泥処理土を利用する。

また、鹿児島地区建設副産物対策連絡会議で調整済みの場合はその調整結果を優先すること。

4 設計図書等における条件明示の方法

[記載例]

第〇条 再生資材の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As 量 △%密粒再生	使用箇所
再生クシャーラン	RC-40	使用箇所

なお、使用に際し、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第〇条 建設発生土の利用

盛土に使用する土は、〇〇道路改良工事からの建設発生土を利用するものとする。

第〇条 指定副産物の搬出

公共工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

①再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L = 10.0km

上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によらない事項についてはこの限りではない。

②受入れ時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

③その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

第〇条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

①分別解体等の方法

工 程 毎 の 作 業 内 容 ・ 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）
解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □ ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 5.0km
アスファルト	△△処分場	〇〇市〇〇町	L = 10.0km

※上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

③受入れ時間

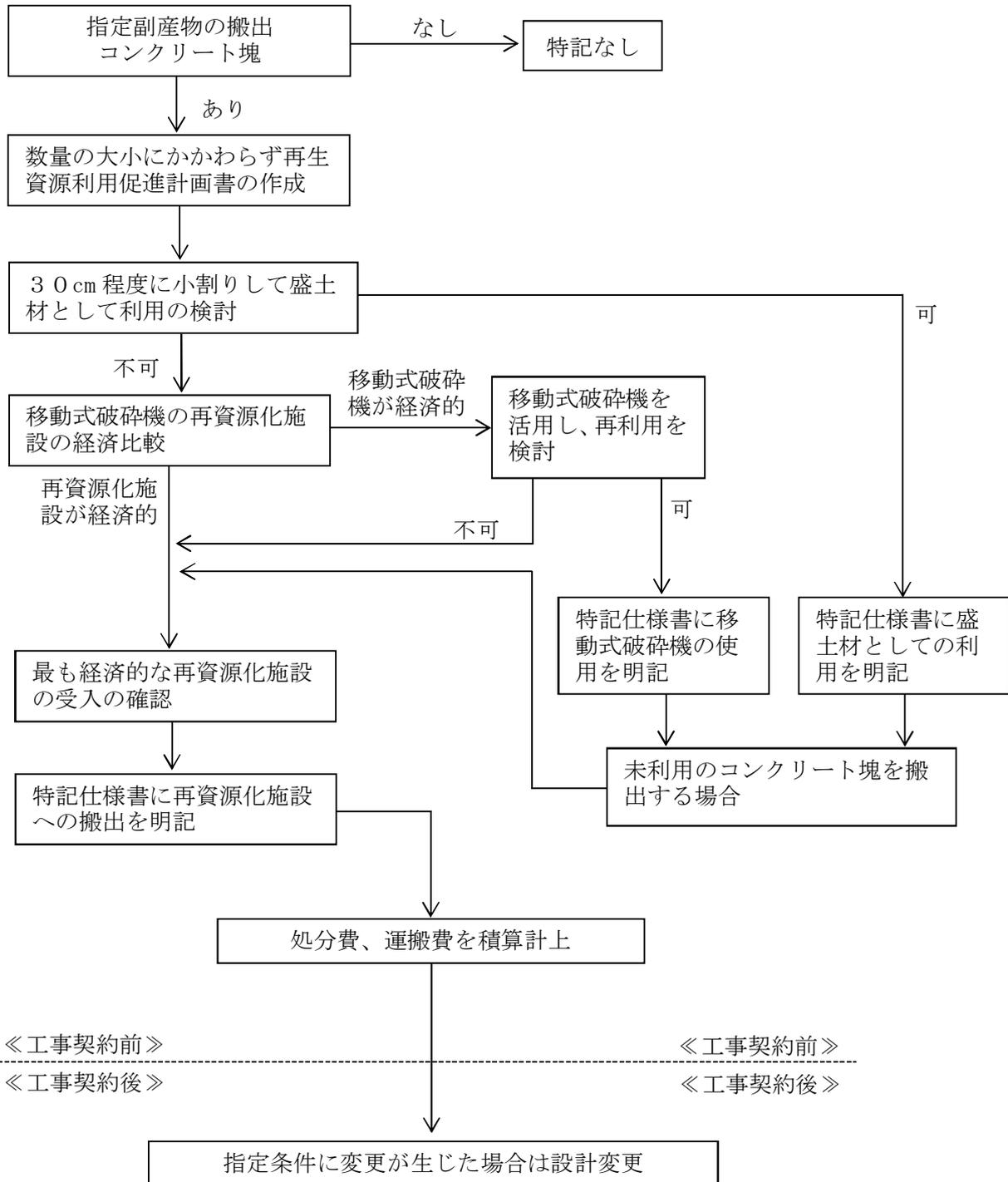
〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

④その他

仮置き等必要条件があれば記載する。

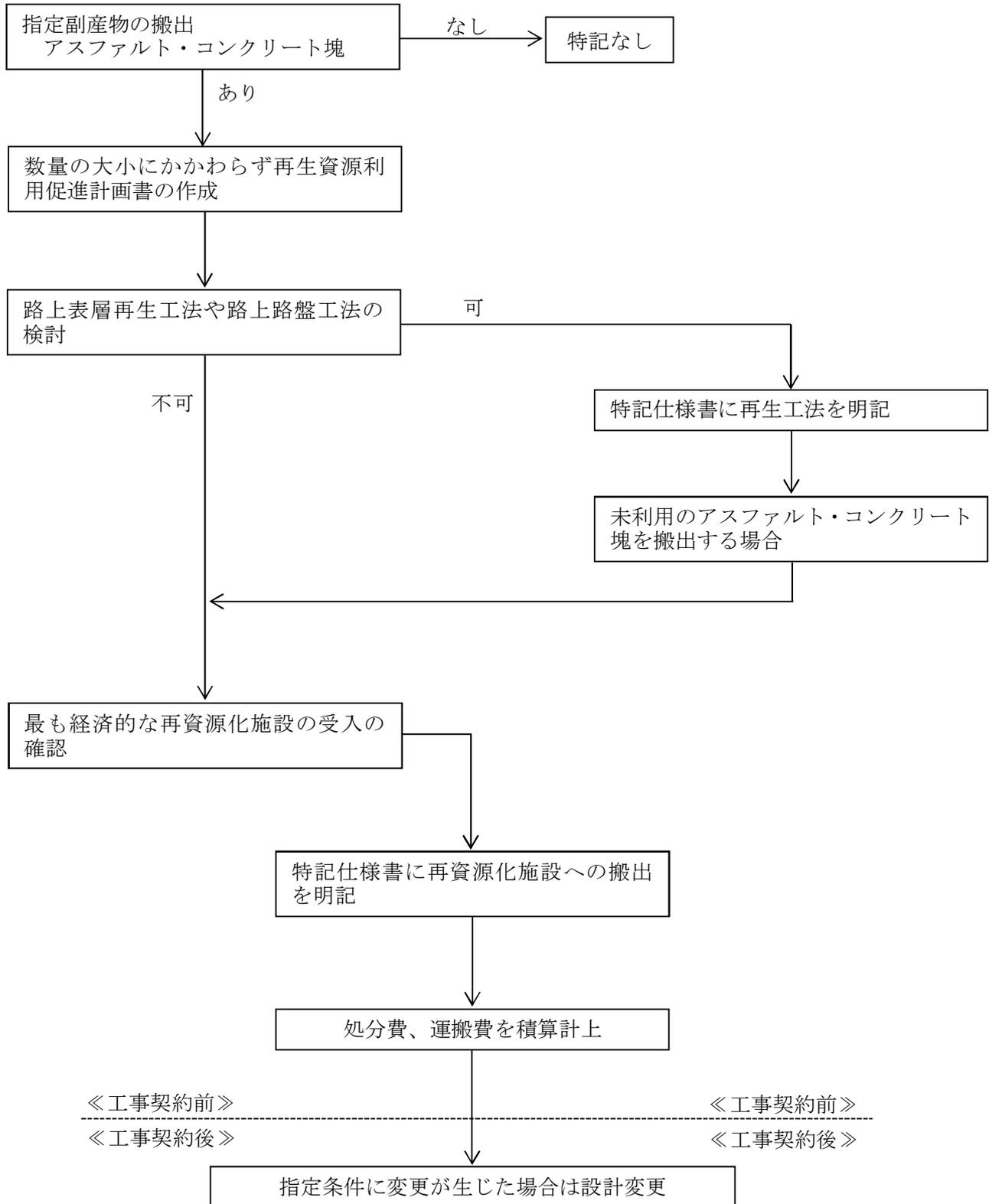
公共工事における再生資源活用のフロー



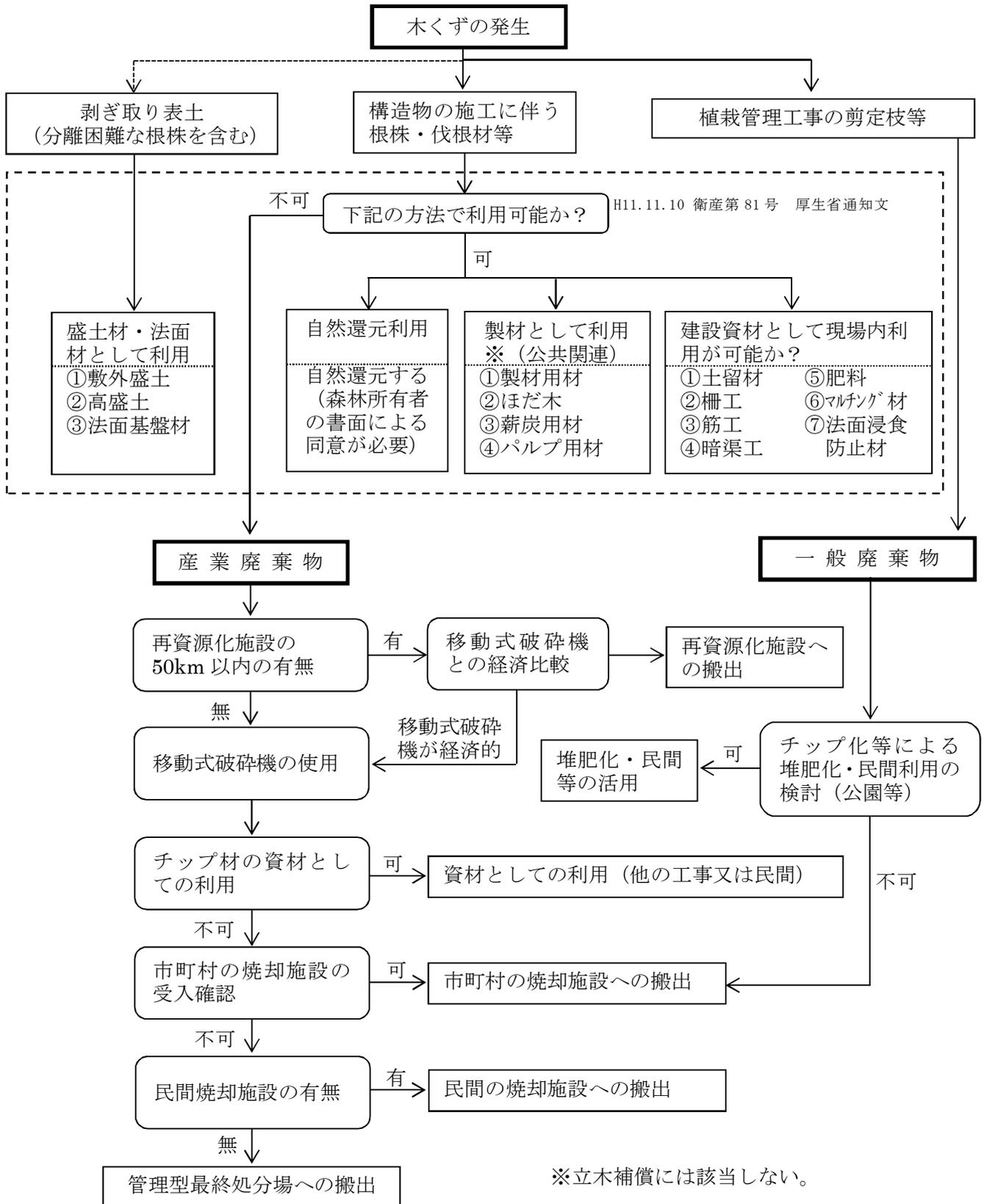
《工事契約前》
《工事契約後》

《工事契約前》
《工事契約後》

公共工事における再生資源活用のフロー



公共工事における再生資源活用のフロー

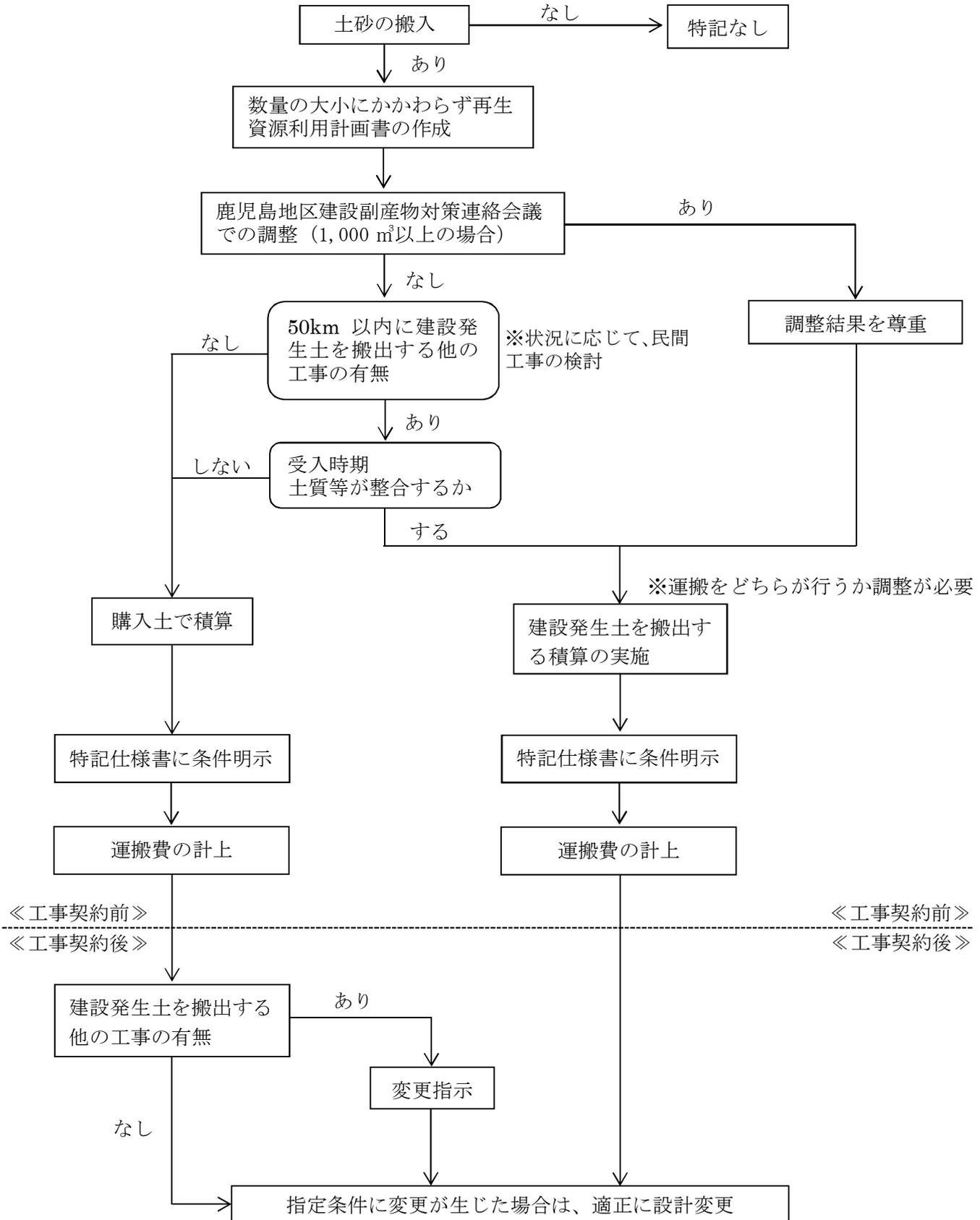


※立木補償には該当しない。

※1 パルプ用材として販売できるものは、パルプ工場への持ち込みを検討すること。

※2 移動式破砕機械の活用に伴い、嵩の縮小を図ることにより、運搬費、処分費の縮減が図れる場合があるので、検討すること。

公共工事における再生資源活用のフロー



公共工事における再生資源活用のフロー

